

大阪市従業員労働組合市民生活支部との事務折衝

○ 日 時 令和7年3月12日（水） 13：40～14：10

○ 場 所 中央卸売市場業務管理棟 15 階第 3 会議室

○ 出席予定者

（中央卸売市場）

（市民生活支部）

企画運営担当部長

支部長

総務課長

副支部長

総務課長代理

書記長

担当係長

書記次長

書記次長

「令和7年度（2025年度）勤務労働条件に関する要求書」に対する回答事務折衝

【所属】：（担当係長）

- これより、昨年6月に申し入れのございました項目につきまして、事務折衝を行います。
- それでは、事務折衝に先立ちまして、企画運営担当部長よりごあいさついたします。

【所属】：（企画運営担当部長）

- 大阪市従業員労働組合市民生活支部の皆様には、日頃から、中央卸売市場の管理業務の担い手としてご尽力いただいておりますことに対し、この場をお借りいたしまして厚くお礼申し上げます。
- まずは、市場運営における課題検討状況について簡単にお話しさせていただきます。
- 本場及び東部市場につきましては、市場の効率的な管理運営を図る観点から、これまで民間活力の活用を継続してきたところです。
- また、南港市場につきましては、老朽化対策や HACCP 導入など衛生水準の高度化に向けた市場機能の向上を目指し大規模整備の取り組みを進めております。
令和3年2月に工事契約を締結し、現在は新施設の稼働に向けて工事を進めているところであります。
- ただいま市場運営の課題検討状況を申し上げましたが、本市中央卸売市場は様々な市民ニーズに応えていく必要があることから、厳しい財政状況の中、効率的・効果的な業務執行体制を確立し市場の活性化を進めていく中で、組合員の皆様に対して

も十分な説明を行い、勤務労働条件にも十分留意しながら、適切に対応しますとともに、必要な課題については時期を失することなく支部との協議を行ってまいり所存であります。引き続き、皆様にはご理解ご協力を賜りますよう、よろしくお願い致します。

- それでは、総務課長より中央卸売市場を取り巻く状況について説明いたします。

【所属】：（総務課長）

- 私の方より現在の中央卸売市場を取り巻く状況について説明申し上げます。
- 中央卸売市場事業会計では、令和3年3月に策定した「経営計画2021」に基づき市場の経営改善に取り組んでおり、収支の単年度黒字化と、新たな資金不足を生じさせないことを目標に、適正かつ健全な市場運営を着実に進めていくこととしております。
- また、平成24年6月の「府市統合本部」において、大阪府内の4つの中央卸売市場については、それぞれが運営の効率化を目指し、市場競争力の強化を図って行く基本的方向性が示されております。

そこで、本場及び東部市場においては、運営の効率化に資するため、指定管理者制度に移行するとされ、平成26年5月と9月に指定管理者制度導入に必要な条例改正案を議会に上程いたしましたがいずれも否決されております。

- 現段階では制度導入については見通しが立っていない状況ではありますが、議会での指摘を踏まえ、最適な市場運営のあり方について検討を継続しているところであります。
- 一方で、南港市場については、令和3年2月に議会承認を受けて契約を締結し、現在、工事を進めているところです。なお、大動物棟、小動物棟は令和7年度中の稼働開始を予定しており、整備事業全体としては令和9年4月末の完了を予定しております。
- このように、待ったなしの課題が山積しているところでありますが、市場の取扱量が伸び悩み、増収が見込みがたい状況下では、限られた資金と人材を如何に有効に活用していくのかが、内外から厳しく問われているものと認識しております。
- こうした状況の中、組織全体として業務執行の一層の効率化が欠かせないことから、これまで以上に、施策・事業の再構築等の取組みとともに、事務の簡素化による見直し・委託化・再任用化等の多様な手法の活用を徹底することにより、真に必要な公共サービスの低下をきたさず、事業内容・業務量に見合った業務執行体制を構築していかなければならないと考えております。
- つきましては、事務事業の再構築にかかる施策の企画・立案とそれに対応する業務執行体制の改編などの管理運営事項につきましては、職制が自らの判断と責任において行うものでありますが、それに伴う職員の勤務労働条件の変更については、交

渉事項として誠意をもって対応させていただきたいのでよろしくお願いします。

- 本事務折衝において、「2025 年度勤務労働条件に関する要求書」についての所属の考え方について示してまいりたいと考えておりますがいかがでしょうか。

【組合】：《支部長》

- ただいま、課長より中央卸売市場を取り巻く状況について説明があった。
 - 大阪市では、昨年 3 月に「新・市政改革プラン」が策定され、「官民連携の推進」「業務改革の推進」など 6 つの取組方針を定めており、効果的・効率的な行財政運営を追求するため、D X を本格的に進めるとともに、更なる官民連携と業務改革の推進に取り組むとしている。
 - 支部は、単に行財政のみに視点をあてた、簡素・効率化のコスト論を優先した市政改革ではなく、「質の高い公共サービス」を提供し、大規模災害に備えた防災・減災対策を進め、基礎自治体としての公的役割と責務を果たしながら、市民が安全で安心して暮らすための業務執行体制を構築することが、必要不可欠であると考え
 - 。
 - この間、本場・東部市場においては、指定管理者制度の導入は見通しが立っていないとしつつも、最適な市場運営のあり方について検討がされ、要員数の減員に応じて、適正な業務量の精査が進められることとなっている。
 - 今年度については、東部市場で 1 人退職されることから来年度の業務執行体制について明らかにするよう求めておく。
 - また、南港市場においては、2025 年度より新たな施設・設備で業務が行われることから、技能職員が担う業務などについては、組合員に対して丁寧な説明をするよう要請しておくとともに、本格稼働へ向けて円滑な業務運営ができるよう検証をおこない、必要な業務執行体制の確立をすることを求めておく。
 - 組合員は、退職不補充による組合員の減少で、厳しい労働環境にあっても、市場運営に支障をきたさぬよう、自らの仕事に自信と誇りを持ち、「質の高い公共サービス」の提供と「職の確立」を図るため、現場の第一線で日々たゆまぬ努力を積み重ねている。
- 局においても、こうした組合員の努力を十分認識するとともに、すべての組合員が「働きがい・やりがい」を持てるような職場環境づくりを強く要請しておく。

【所属】：（総務課長）

- それでは、申し入れにつきまして、項目ごとに回答させていただきます。
- なお、令和 6 年 10 月 11 日の事務折衝において回答いたしました内容については、省略させていただきます。
- まず、令和 7 年度業務執行体制についてご説明いたします。

- 事務事業の再構築にかかる施策の企画・立案とそれに対応する令和7年度業務執行体制の改編などの管理運営事項については、職制が自らの判断と責任において行うものであり、職員に対し十分な説明を行うとともに、勤務労働条件にも十分留意し、適切に対応してまいりたいと考えております。
- 3市場の業務執行体制については、この間、業務実態を十分に踏まえ、現業管理体制からも意見をいただきながら、検討を続けてしてまいりました。
- 令和7年度の業務執行体制について現行との変更する点についてですが、南港市場においては今年度の退職者分を補充する形で1名の新規採用者が配属される予定となっております。南港市場においては、今後も引き続き、技能継承の観点を意識した計画的な職員の採用・補充に取り組んでまいりたいと考えております。東部市場においては、1名が退職となりますが、量水器の交換業務の委託化を行う等により対応をしてまいります。
- なお、本場と東部市場については、令和8年度を以て現行体制の業務を終了する方向で調整をすすめております。そのため、令和9年度以降における本場・東部市場の業務については、勤務労働条件に十分留意し、必要に応じて職員に対し十分な説明を行うなど適切に対応してまいりたいと考えております。なお、具体的な業務については、次年度に検討してまいりたいと考えておりますので、本方向性につき、ご了承いただきますようお願いいたします。
- 次に労働安全衛生対策についてご説明いたします。
- 令和5年7月にお受けした「健康障がい予防対策に関する申し入れ書」にある各項目の内容のうち、石綿含有建材の取扱作業に従事した職員への臨時の健康診断について、令和6年度は2月10日から3月14日に実施しております。
- 令和5年度より、労働基準監督署の指導に基づき臨時で実施してまいりました石綿健康診断については、法的根拠を有する健康診断にはあたらないことから、公費負担での対応を継続することについて検討せざるを得ません。
- また、今後、石綿含有建材の落下時等の対応については、構築した基本的な体制に基づき、相応の業務対応をお願いすることとなります。業務対応にあたっては、関係法令を遵守するとともに、安全面に十分配慮し、必要に応じて職員に石綿作業主任者技能講習または石綿取扱作業従事者特別教育を受講いただく等、対応してまいります。
- その他、引き続き、職場安全衛生委員会を原則月1回開催するとともに、産業医による職場巡視、安全衛生講習会の開催など、職場の安全衛生の充実に努めてまいります。

また、職場巡視点検については、産業医や各場に配置されている衛生管理者の資格を有する職員を中心として実施していますが、引き続き、次年度についても今年度同様の取り組みを進めていく予定であります。

- また、熱中症の取組みといたしまして、これまでも具体的な対策について各場の技能統括主任と意見交換を行っており、本場・東部市場においては、一人一着の試験導入を実施しました「空調服」について、業務適性や効果の検証を進め、一定の効果が認められることから、破損や経年劣化時の購入について、必要に応じ対応してまいります。
- 心の問題については、前年度に引き続き、ストレス調査を実施し、個人結果により職員自らのストレスの程度や心身への影響に気づきセルフケアの参考とするとともに、組織結果により所属がストレス要因を把握し、職場環境改善に取り組むことにより、職場内におけるフォローやメンタルヘルス不調者を出さない職場環境づくりに努めてまいります。
- 今後とも申し入れ内容の趣旨を踏まえ、労働安全衛生対策の充実・強化に努めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。
- 次に、被服関係についてご説明いたします。
- 被服制度については、現場において日々の業務を行う上で、非常に重要な制度であると認識しており、現在支給されている被服を効率的に運用していただくべく、洗濯機など被服に関連する備品の設置等については、各職場の業務実態等を勘案のうえ、支部とも十分に協議を行いながら必要に応じて対応してまいりたいと考えております。
- 次に、自然災害対策についてご説明いたします。
- 市場においては、防災計画の策定と初動マニュアルを作成して以降、必要に応じ改訂を加えつつ、さらに、災害対応研修を実施しております。今後とも、災害時に市場機能を維持し、市民生活に支障を来さないよう、非常時の災害動員等について、改めて職員への周知・徹底を図ってまいりたいと考えております。
- それ以外の事項につきましては、当局には具体的な交渉事項がないか、あるいは大阪市従業員労働組合本部と総務局間での協議事項であるか、あるいは職制が主体性をもって取り組むべき事項であると認識しております。
- 以上、所属としての考え方でございますので、よろしくお願いします。

＜回答文 手交＞

【組合】：《支部長》

- ただいま、課長より「2025年度勤務労働条件に関する要求書」に対する回答が示された。
- この間の市政改革方針などにもとづいた、コスト論優先の事務事業の見直し等により、組合員は、将来に不安を募らせながらも市民サービスの向上に向け、創意工夫を凝らしな

がら、日々業務に取り組んでいる。また、近年市場設備の老朽化による緊急修繕・点検なども見受けられるが、現場組合員は市場運営に支障をきたすことのないよう、迅速に緊急対応をおこなっている。

- 各級主任はもちろん、それ以外の組合員についても、市場に働く誇りと責任感を持ち、日々、自己研鑽に励んでおり、局としても組合員の日々の努力に応えるべく、現業管理体制のさらなる充実・強化に努めるよう求めておく。また、安全で安心して暮らせるまちづくりに向けた、「質の高い公共サービス」を提供できる、業務執行体制の確立を求めるとともに、組合員の士気が低下することのないよう、「働きがい・やりがい」をもって業務に就くことができる、適正な要員配置について再度、要請しておく。

- 今後の業務執行体制については、南港市場で新規採用者が配属される予定としており、この間の局としての尽力について評価するところである。

この流れを止めることなく継続した新規採用をおこない、安定した公共サービスを提供できるよう、将来の現業管理体制を担う人財の確保に向け尽力してもらいたい。

また、南港市場においては、来年度より新たな衛生管理のもと大動物棟、小動物棟に分かれて業務が行われることから、引き続き要員の確保と適正な業務執行体制の構築を求めておく。

東部市場については、2025年度より量水器の委託化など業務量の精査がおこなわれること、そして、本場・東部市場において2026年度で現行体制の業務を終了する方向性が示された。

組合員は、要員が減っていく中、現在おこなっている業務や要員配置など、先行きがわからない状況に不安を抱き、自分たちが培ってきた「技術・技能・経験・知識」が失われていく喪失感に苛まれながら業務をおこなっている。

そうした中であっても円滑な市場運営を第一議に日々業務に精励しており、自らの職務に誇りを持って市場業界の要求・要望はもとより、自然災害や設備の老朽化によるトラブルなど様々な市場運営に支障をきたす事態が発生した場合においても、培ってきた知識と経験を活かして迅速な対応をおこなっている。

支部として要員数の減員に応じた業務量の精査や業務執行体制の見直しは大変遺憾であるが、業務執行体制や事務事業の見直しが行われる場合は、職制の責任において関係業務に従事する組合員に対して丁寧な説明をおこなうよう要請しておくとともに、組合員の勤務・労働条件を変更する場合は、労使合意が大前提という労使間ルールを遵守し、十分な交渉・協議を行うよう強く要請しておく。

- 労働安全衛生については「委員会の月1回開催や産業医による職場巡視等」が示さ

れた。引き続き、安全な作業環境の確保に向け、局として十分な安全対策を図るとともに、職員の健康管理・体調管理に努めるよう求めておく

- 熱中症対策については、「空調服」の導入に向けた検証で効果が認められ経年劣化を含めた購入を進めていると認識している。引き続き、「空調服」の破損やバッテリー等の劣化が生じた場合は、速やかに交換をおこなうとともに、職場実態に即した熱中症対策の強化を求めておく。

- 次に、アスベスト対策についてである。

まず初めに、石綿健康診断については今年度も実施をされ、局として職員の健康へ配慮して主体的に取り組んできたと認識していたところである。しかしながら、その一方で健康診断の公費負担での対応の継続について検討するとの説明がされた。

支部は、2023年7月に申し入れをおこなった「健康障がい予防対策に関する申し入れ書」において、「アスベストを使用している施設で従事したすべての職員及び退職者に対し、適切に健康診断を実施すること」について申し入れをしてきた。

団体交渉においても職員が将来的な健康に不安を抱くことがないように、そして、組合員の不安を払しょくできるよう対応を求めてきた。

アスベストを原因とした健康への影響が確認されるのは非常に長い期間を要することから、数年の経過では到底計れるものではなく、現在も落下した耐火被覆材の廃棄や耐火被覆材を研り・除去作業に従事してきた組合員は将来的な健康障がいに対する大きな不安を抱え続けている。

健康診断の継続については、組合員の健康に関わる重大な課題であることから、局として誠意ある対応を求めるとともに、改めて協議をすることを強く要請しておく。

石綿含有建材の落下時等の対応については、基本的な体制の構築と安全に配慮し、技能講習・特別教育の受講をおこなうとのことである。

この間の協議経過を踏まえ、市場運営に必要な体制であると認識するところであるが、組合員の安全と健康に十分配慮した対応を求めるとともに、体制構築後の運用についても過度な負担を与えるものとならないよう求めておく。

- こころの健康問題については、近年増加傾向にあることから、非常に重要な課題である。今後も組合員が働きやすい職場環境改善の取り組みと、心の健康問題について、安全衛生委員会で議論し、労働安全衛生の充実・強化を図って頂きたい。
- 被服制度については、「非常に重要な制度であると認識している」とのことであつた。今後も、労働安全衛生面を考慮し、現場実態に即した貸与をおこなうよう求めておく。
- 自然災害対策については、近年では大規模災害が多発しており、災害が発生すれ

ば想定を超える甚大な被害をもたらしている。引き続き、災害対応研修の実施や職員への周知・徹底を図るとともに、災害動員等では組合員の安全の確保・健康面に配慮した運用に努めるよう求めておく。

- 最後に、今後、勤務労働条件に影響を及ぼす事象が発生した場合は、労使合意を前提に十分な交渉・協議をおこなうことを改めて要請し、「2025年度勤務労働条件に関する要求書」について、この間の協議内容に基づき誠意を持って対処するとの局側回答を確認する。

【所属】：（総務課長）

- ただいま、支部長から大阪市従業員労働組合市民生活支部としての見解をいただき、私どもが説明いたしました内容に対し、おおむねご理解をいただきありがとうございます。
- 本市を取り巻く厳しい財政状況のなかではありますが、中央卸売市場といたしましては、引き続き、食の安全安心を確保する取り組みを着実に推進していくとともに、市民サービスの低下を招くことなく、効率的・効果的な業務執行体制を構築しつつ、職員の労働安全衛生の充実にも努めてまいりたいと考えております。
- また、今後、職員の勤務労働条件に変更が生じる事項については、適宜、時機を失することなく協議・交渉を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。
- 本日はどうもありがとうございました。